

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
クレハ建設株式会社	福島県いわき市錦町綾ノ町16	1-000307

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号, 「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年4月11日 ~ 令和8年7月10日 (3箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

クレハ建設株式会社は建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者との間で、同法施行令第1条の2第1項に規定する額を超える下請契約を締結した。

当該事実が同法第28条第1項第6号に該当するとして、国土交通省東北地方整備局から令和7年12月22日付けで営業停止処分を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(建設業法違反行為)第12項(2)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 12 次に掲げる事由に該当するとき。 (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項、第2項又は第4項の規定による指示処分を受けたとき。 (2) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。	2月以上 6月以内 3月以上 9月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-2457